

○個人情報保護委員会告示第十三号

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十二号）並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十五日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）
目次 [略] 【凡例】 [略] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（ <u>令和7年10月1日</u> ）時点の条番号を示すものとする。 1～3 [略] 4 適用の範囲 4-1 法第5章の規律対象となる主体 [略]	目次 [同左] 【凡例】 [同左] ※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（ <u>令和7年6月1日</u> ）時点の条番号を示すものとする。 1～3 [同左] 4 適用の範囲 4-1 法第5章の規律対象となる主体 [同左]

4-1-1 行政機関等

(1) 行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第2条第8項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[略]	[略]
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の2の2
[略]	[略]
認知症施策推進本部	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第26条
人工知能戦略本部	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）第19条
人事院	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3条

（※）令和7年10月1日時点において存続するもの

②～⑥ [略]

(2)～(6) [略]

4-1-1 行政機関等

(1) 行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第2条第8項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[同左]	[同左]
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の2
[同左]	[同左]
認知症施策推進本部	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第26条
人事院	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第3条

（※）令和7年6月1日時点において存続するもの

②～⑥ [同左]

(2)～(6) [同左]

4-1-2 [略]	4-1-2 [同左]
4-2 [略]	4-2 [同左]
5~11 [略]	5~11 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。